

総務建設常任委員会

平成29年7月27日

葛城市議会

総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成29年7月27日(木) 午前10時15分 開会
午前11時15分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	朝岡佐一郎
副委員長	西川 朗
委員	増田 順弘
〃	岡本 吉司
〃	西井 覚
〃	藤井本 浩
〃	赤井 佐太郎
〃	下村 正樹

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員

議員	山本 英樹
〃	内野 悦子
〃	川村 優子
〃	吉村 優子
〃	白石 栄一

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古 和彦
副市長	松山 善之
企画部長	飯島 要介
企画部理事兼企画政策課長	岸本 俊博
企画政策課長補佐	高垣 倫浩
総務部長	安川 誠
生活安全課長	門口 昌義
〃 補佐	植田 和明

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井 孝明
書記	吉田 賢二

” 高 松 和 弘
” 山 岡 晋

7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第58号 工事請負契約の締結について (葛城市防災行政無線デジタル化整備工事)

開 会 午前10時15分

朝岡委員長 それでは、ただいまの出席委員は8名で、定足数に達してございますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

それでは、皆さん、改めまして、おはようございます。非常に高い気温の毎日が続いてございまして、各地では豪雨災害等と非常に防災ということに対して、全国的に毎日のようにテロップが流れ、ニュースをされているという時期でございます。幸いにして、本市においてはまだ大きなそういう事件、事故等も起こってはいませんが、今回、本会議で市長の方から上程し、付議事件の内容になってございます、この議案については、市民の安心・安全を守る非常に大きな事業でございます。限られた時間ではございますけれども、この委員会で十分にご議論をいただきまして、適切にご判断を賜りますことを心からお願い申し上げたいと思います。理事者側も明快なご答弁をよろしく願いいたしたいと思います。

それでは、まず、委員外議員がおられますので、順不同でございますが、ご紹介をいたします。内野議員、川村議員、山本議員、白石議員、吉村議員でございます。

一般の傍聴についてお諮りをいたします。本委員会では一般の傍聴を許可することとし、会議中の傍聴人の入退室も許可いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。一般の傍聴及び傍聴人の入退室の許可をいたしたいと思います。

(傍聴者入室)

朝岡委員長 まず、発言をされる場合は挙手をいただいて、指名をいたします。マイクの発言ボタンを押してから、ご起立をいただき発言をお願いいたしたいと思います。携帯電話をお持ちの方については、マナーモードのご協力か電源を切っていただきますよう、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、ただいまより、本委員会に付託をされました付議事件の議事に入ってまいります。

初めに、議第58号、工事請負契約の締結について（葛城市防災行政無線デジタル化整備工事）を議題といたしたいと思います。

それでは、本案につき提案者の内容説明を求めてまいりたいと思います。

安川総務部長。

安川総務部長 皆さん、おはようございます。総務部の安川でございます。よろしくお願いいたします。今回上程させていただいております議第58号、工事請負契約の締結につきまして、ご説明をさせていただきます。

本件につきましては、本年5月30日から公募をいたしました葛城市防災行政無線デジタル化整備工事の請負契約の締結につきまして、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決をお願いいたすものでございます。

今回、皆様のお手元の方に2種類の資料を配付させていただいております。これに即しまして説明の方をさせていただきたいと思います。

まず最初に、建設工事請負仮契約書の方から説明をさせていただきます。仮契約書の表の

鏡に当たるものでございます。工事名は、先ほど申しました葛城市防災行政無線デジタル化整備工事でございます。工事場所につきましては、葛城市内全域でございます。工期につきましては、議決のあった日から平成30年3月26日までとしております。請負代金につきましては、8億2,080万円となっておりますのでございます。なお、受注者につきましては、先ほど市長から提案のときにごございました、大阪市北区梅田の日本無線株式会社関西支社となっておりますのでございます。

次のページをご覧くださいと思います。今回、各世帯に配布あるいは公共施設に設置いたします戸別受信機の写真でございます。一番上の方をご覧くださいと思います。一番上の左上、これが本体の部分でございます。その下に2番と書いてありますが、これが家庭の電源からとるAC電源コードでございます。右上の4番につきましては取扱説明書で、下の3番と書いてます小さいプレートが壁等に取りつける際のプレートでございます。真ん中が正面から撮ったもので、その横のカバーを外したところにつきましては、ここに非常用のアルカリ電池、単1、単2、単3、いずれかの種類2個を入れるタイプになっています。

ページをめくっていただきまして、次のページの戸別受信機につきましては、聴覚障がい者の方に使っていただきます文字表示機能付きのタイプでございます。いずれも先ほどと同じようになっておりますが、右端のところテレビ用アンテナということで、4番に書いてます。こちらはワンセグ機能もついておりますので、それが別途ついておるものでございます。下のところにつきましては、電池の入る箇所を示しております。

ページをめくっていただきました裏面でございますが、こちらにつきましては、文字表示部をイメージ図として挙げておるものでございます。約100文字程度がここで表示される形になっております。

次に、右側のページでございますが、今回、この工事に当たりましてプロポーザルに参加されました業者一覧を一応、五十音で6社挙げております。1番目からNECネットエスアイ株式会社関西支社、2番目が三菱電機株式会社大阪支社、3番目が東芝通信インフラシステムズ株式会社関西支店、4番目が日本無線株式会社関西支社、5番目がパナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社関西支社、6番目が株式会社日立国際電気関西支社で、いずれも大阪市内にある会社でございます。

続きまして、もう1枚のA4縦のレジメの方をご覧くださいと思います。葛城市防災行政無線デジタル化整備工事の概要につきまして、順を追って説明を申し上げたいと思います。(1)仮契約に至るまでの経過についてでございます。工事発注の公示を平成29年5月30日に行っております。提案参加同意書につきましては、5月31日から翌月6月21日までの間に6社からの提出がございました。質疑の提出につきましては、同じ6月1日から6月9日までの間に6社から受け付けをしております。なお、回答につきましては、6月1日分の受け付けにつきましては6月8日に、また、6月8日から6月9日の受け付け分につきましては6月15日にそれぞれ回答をいたしております。企画提案書並びに見積書の提出につきましては、6月21日に6社から提出をいただいております。1次審査につきましては6月22日から実施いたしまして、その結果につきましては、7月3日に全6社に合格の通知をいた

しております。2次審査のプレゼンテーションに係ります選考につきましては、7月7日に全6社が参加していただいております。

契約候補者といたしまして、日本無線株式会社を選定いたしております。2次の審査結果通知におきましては7月10日に通知をいたし、仮契約を7月14日に結ばせていただいております。工期につきましては、先ほど言いました、議決の日から翌年3月26日となっております。

次に、(2)システムの概要についてでございます。これまで市民の方々へ情報伝達手段といたしまして、新庄地区におきましては昭和30年代から有線放送で、また當麻地区では平成7年4月よりアナログ防災行政無線により、それぞれ放送を行ってまいりましたが、本工事は機器の老朽化等に伴いましてデジタル化への整備を行うもので、1万5,000機の戸別受信機を公共施設への設置や全戸に無償貸与するものでございます。また、親局を新庄庁舎に、中継局を當麻庁舎、再送信子局を3カ所、屋外拡声子局を13カ所設置いたすものでございます。

以下、主なシステム内容についてご説明申し上げます。①本システムでの防災行政無線システム親局設備は新庄庁舎に設置し、屋外拡声子局及び戸別受信機へ同時通報いたすものでございます。②親局設備につきましては、送受信装置、操作卓、非常用電源及び遠隔制御装置等でシステム構成されています。③停電時は非常電源で、親局にあつては24時間、中継局にあつては48時間、子局にあつては96時間、機能低下せず通報を中断することなく動作するものでございます。④親局設備に監視制御機能を付加し、屋外制御設備の監視ができ、屋外拡声子局と連絡通話ができるものでございます。

ページをめくっていただきまして、⑤親局につきましては、J-A-L-E-R-T連動自動起動装置からの起動時信号を受信し、自動的に4秒で通報ができることとなっております。⑥デジタル放送にかえることにより、自動で複数のメディアに一括配信ができます。⑦聴覚障がい者向けの文字放送が可能でございます。⑧葛城市のホームページ上で放送内容を確認することができることとなっております。⑨事前にメールアドレスを登録された方々に対しまして、携帯電話、スマートフォン、パソコンなどに情報伝達ができます。⑩SNS、アプリケーション配信を利用しまして、スマートフォンやパソコンへの配信が可能となっております。

⑪地区遠隔制御装置によりまして区長様などが登録いただきました電話の方から各大字への放送も可能となっております。

⑫屋外拡声子局の設置予定箇所でございます。まずは寺口ふれあい集会所、葛城山麓公園、屋敷山公園、笛堂コミュニティセンター、奈良県新庄第一健民運動場、笛吹集会所、太田集落センター、兵家老人憩いの家、當麻庁舎、奈良県當麻健民運動場、二上山ふるさと公園、公民館加守分館、道の駅かつらぎの以上13カ所となっております。

次に、(3)戸別受信機の性能等についての説明でございます。戸別受信機には自動録音機能が整備され、1時間の録音が可能となっております。緊急放送の際には、音量を最小にしていましても最大音量にて放送がされるものでございます。また、本体には電池を内蔵しているため、持ち運びが可能となっております。アラームの音声ガイダンス機能により、停

電や電源のコードのさし忘れや電池交換などが連絡されることとなっています。なお、標準タイプの戸別受信機のサイズでございますが、縦が15センチ、横が22センチ、幅が7.5センチ。また、聴覚障がい者用の文字表示機能の戸別受信機は、大きさが縦16センチ、横30センチ、幅が11センチでございます。ちなみに、こちらが標準タイプのものでございます。ロットワンというのがついてまして、これで受信感度を高めるものでございます。それと、こちらがサイズが大きい方でございまして、先ほどイメージ図でありましたが、ここに文字放送が表示されるというものになっています。これは、電池を入れて約1キロ程度の重量でございます。

次に（４）戸別受信機の設置についてでございます。住民への周知方法でございますが、まずは広報かつらぎで防災行政無線デジタル化への説明を掲載いたし、かつ、戸別受信機の配布を防災行政無線、また有線放送により住民の方々にお知らせをいたします。なお、工事を行う前に当該大字の方で説明会を開催して周知をさせていただき予定でございます。さらに、業者から各戸に電話連絡いたしまして訪問日時を決め、自宅を訪問した上で受信状況の確認や取扱い説明を行った上で、既存のアナログ無線、また有線スピーカーを回収いたす予定でございます。なお、不在の方につきましては、連絡先等を記載した文書をポストイングいたしまして、専用のフリーダイヤルの方に希望日を連絡していただくことになっております。

次に（５）工事スケジュールでございます。施工計画、現地調査に当たりましては、契約をさせていただきました後に8月中旬までを予定しておりまして、施工図作成に当たりましては8月上旬から9月末、工事材料の手配は8月中旬から11月末、親局設置工事は9月中旬から11月中旬、中継局の工事につきましては10月上旬から11月末、再送信子局の設置工事は11月上旬から12月末、拡声子局の設置工事は11月中旬から翌年1月末、戸別受信機と既設設備の撤去に当たりましては、11月中旬から翌年3月中旬をめどとして予定しておるものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明の方を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

朝岡委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑へ入ってまいりたいと思います。

質疑はございませんでしょうか。

下村委員。

下村委員 お話を聞いてみたら、説明書も見てみたら、今までのアナログ方式よりもデジタルになってすごい便利といいですか、非常にいろんなことができるというような形ですけども、その中で、今、機種を2種類見せてもらいました。聴覚障がい者の方には小さい画面つきを配布といいですか、取りつけるということなんですけれども、これらの障がいをお持ちの世帯というのは、市の方で把握できているのか、それとも、各家庭から、うちは聴覚障がい者がいるので画面つきが欲しいという申し出があれば、取りつけるのか、そこだけ教えてもらえますか。

朝岡委員長 門口生活安全課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしくお願いします。

現在、聴覚障がい者の方でございますが、165名の方がおられます。その方々一名一名に聴覚障がい者向けの戸別受信機が必要かどうかという、そういう確認は現在いたしてない状況でございますが、この契約が終わりましたら、その方々の家に訪問させていただきまして確認させていただくということで、ご了承をよろしくお願ひしたいと思ひます。それと、この聴覚障がい者向けの戸別受信機については、200台を準備しております。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 市の方では200台を用意して、実際165名の方は市の方で把握しているということですね。

例えば、実は私も耳がこのごろ聞こえないんですけれどもというような、そういう申し込みというか、市の方で把握していない方が、そういう申し込みがあれば市とすればどうされるのか。そこのところ聞かせてほしいんですけど。

朝岡委員長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部、安川でございます。

今現在、先ほど課長から申しました人数は把握しておる状況でございますが、その辺の連携等につきましては、福祉部の方と聴覚障害手帳とか、そういったもので確認させていただく予定をしております。

以上でございます。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 それと、機械をさっきも見せてもらいましたけど、この画面はすぐ外れるわけですね。画面をもとに戻せるというか。何でこんなことを聞くかといったら、難聴の聴覚障がい者の方がおられる家庭で、聴覚障がい者の方がもしも亡くなられたりしたときに、その機械をまたもとに戻すのか、そのままその家庭で使ってもらうのかというような細かい話なんですけれども、最初なので聞いておきたいんです。

朝岡委員長 総務部長。

安川総務部長 機械的なことですのであれですが、一応、もともとの機械とこの部分でつけるような形にはなっているんですけども、実際の運用につきましては、またその辺は協議して対応を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 細かいことを言いますが、どうなるのかなと思っただけなんですけれども、実際に、現実的にそういうことが起こってくると思うので、そのときにしっかりどうするのか協議してください。再度、確認します。画面の部分を外して、通常の受信機にできるのですね。

安川総務部長 はい、外せます。

下村委員 外せるわけですね。

それからもう一つ、私はまだ難聴ではないんですけれども、実は画面のある受信機が欲しいんですという要望があれば画面のあるのがいただけるのか、そんなことは、できないと思ひますが、現実にはそんなケースも出てくる可能性があると思うからこんな質問をしてるんで

すけれども。

朝岡委員長 松山副市長。

松山副市長 先ほどご紹介をいたしましたとおり、6社がご参加いただきまして、それぞれのメーカーの製品でございますので、少しずつ形でありますとか、今、下村委員からご質問のあったように、とれるかとれないとか、そういった仕様は変わってまいります。現在、障害者手帳も踏まえて、門口課長の方からご報告があったように、165人というふうに必要な数を把握した上で、オプションのこの機能につきましては、200機分は全体の約1万5,000機の機械の中にご用意しようということで準備をしておりますが、実際には障がいの認定までは至っていない方の中でも、徐々に聞こえにくくなってこられる方といろいろいらっしゃるかとは思いますが、冒頭に申しましたように、メーカーによって少しずつ機械の構造等も性能等もいろいろ様式が変わってくる中で、今後、具体的にできるだけ市民の皆さんに伝達がうまくいくような形の運用方法については、しっかりと運用のルールをつくり込んでまいりたいと存じます。現時点では、逆に申し上げますと、方針は今申し上げたとおりですが、細部についてはまだまだこれから決めていくこともございますので、下村委員のご質問も踏まえて、しっかりと具体的な運用ルールを決めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

朝岡委員長 ほかに、この件について。

増田委員。

増田委員 少し確認させていただきます。奈良県で初めてといたしますか、やっただくというふうなことでございます。導入については、電波法の改正があつてというふうなことも当初お聞かせを願いました。私は基本的なことがわかってないのでお聞かせを願いたいですけれども、アナログをデジタルにかえるという、そういう言葉が出てきております。かえる理由の中に、どうしても受信しづらいエリアがある。そういうこともこの事業に取り組む大きな理由というふうに向つてます。アナログからデジタルにかわることによって、受信しにくいエリアの問題が解消するのかどうかということ。まずそこをお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、2点目ですけれども、平成29年7月7日に6社が参加をいただきまして、プレゼンテーションによる選考を行っていただきました。6社というのは、私どももよく知っているメーカーといたしますか、関連会社がNECさんであったり、東芝さんであったり、パナソニックさんであったり、日立さんであったり。私は余り聞きなれない名前が西菱電気さんと日本無線さん、こういう6社がプレゼンをされた、こういうことでございます。先ほど会社のランクといたしますか、こういう表現をしていいかわからないですけども、よくなじみのあるメーカーさんとなじみのないメーカーさん。当然プレゼンの中でそういう耐久性の問題とかいろいろとご審査をいただいた結果であろうとは思ひますけれども、まず、耐久性について、アナログで平成7年から當麻の機械は大体20年ぐらい使ってきたと、こういう経緯でございすけれども、少なくとも今後20年ぐらいの耐久性が備わっておるのかというふうなこと。これは、いろんな過去の会社の実績を見れば、その辺のところは十分理解できるかと思ひますけど、その辺のところ、どのようなご提案が日本無線さんからあつたのか。その

2点をお伺いしたいと思います。

朝岡委員長 門口生活安全課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしくお願いします。

旧新庄町におきましては、これは昭和30年から営農放送や害虫駆除という形で有線放送を使っております。片や旧當麻町につきましては、平成7年4月からアナログの防災行政無線ということで、現在も利用しているわけでございます。どちらにしましても、そういう放送というものが戸別の方にさせていただいているわけでございますが、今までよく問題になりました受益者負担の関係等も、現在、新庄の方につきましては、有線引き込みに当たりましてお金もかかったという問題もあったわけでございます。また、當麻の方につきましては、その方式につきまして、今のアナログ方式ですが、平成34年11月末でその方式が使うことができない。そういう状況が起こっております。今現在、国の方からの緊急防災事業債でございますが、その事業債が平成32年度まで行けるといふ、そういうこともある中で、今、平成28年度から平成29年度にかけて予算を計上させてもらったわけでございますが、その中で考えさせてもらったわけでございます。

デジタルについての電波の解消という意味でございますが、現在、デジタル化になることによりまして、今までの音声放送から文字放送の方へも機能が拡大されるということでございます。不在者の方につきましても、いろんな多機能なSNS、また、インターネット等で不在になった場合でも確認できるような、そういう放送設備というものを設置できますので、デジタルになった段階で、不在者、また聞こえにくい方々にはそういう違った面での放送伝達の仕方、そういうものが加味されておりますので、十分対応ができるという、そういう考えを持っております。

以上でございます。

朝岡委員長 松山副市長。

松山副市長 門口課長からご説明申し上げましたが、少し補足をさせていただきたいと存じます。

委員から2点ご質問をいただきましたが、まず1点目、受信しづらいエリアがあるだろうということについてでございます。まずは、現在、受信しづらいエリアがあるということにつきましましては、有線の方の新庄エリア、これは有線ですので非常にしっかりとつながっておりますが、もう昭和30年代からの設置ということで非常に老朽化してきておると。一方、當麻エリアにつきましては平成7年からの整備ではございますが、こちらの方につきましては、先ほど説明もございましたように、実は総務省の電波行政の方針の変換の中で、県、市町村がやります防災行政無線、あるいは消防署が使います消防の無線、それぞれ使える周波数帯の割り当てを変えてきておりますので、いずれにいたしましても、まずは老朽化並びに當麻エリアのアナログにつきましては、周波数帯を行政は変更しなくてはならないと。両方の理由でもってまずはかえなければいけないという状況でございます。

デジタルとアナログにつきましては、実は信号の送り方の問題でございまして、デジタルやから受信しやすくなる、アナログだから受信しづらいという問題とは少し技術的な課題として違うところがございまして、当然、新しい最新の技術で整備をいたしますし、現在、デ

デジタル方式、それから新たに葛城市に割り当てていただく予定の周波数帯の電波でもって、どれだけの市内のエリアをどういう形の中継局を置けばカバーできるのか等につきましては、実は設計段階から近畿総合通信局、総務省の近畿エリアを管轄する電波法を管轄するところと協議をしながら来ているわけでございまして、地区によりましては少し電波の受信がしばらくのところにつきましては、実はこういったコンパクトな機械を屋内に置くだけではなくて、屋外に受信アンテナを立てていただくという工事が必要なご家庭も若干出てまいろうかとは存じますが、そういった受信の状況を一軒一軒、工事作業員が訪問して確認をしながら配置をしまっているものでございます。

それから、6社の参加でございますが、電気通信の分野では今回ご参加いただいた業者いずれも日本の中の大手メーカーでございます。なお、見なれないねと委員おっしゃっていただいていた西菱と書いてせりょうと読みますが、これは三菱系の会社でございます。また、今回、再提案をいただきまして仮契約をさせていただいている日本無線は、その名のとおり無線を主力として、全国でもかなり受注実績の多い、ここも大手メーカーの1つでございます。

最後、耐久性の問題でございますが、実は電気通信機器につきましては、先ほどご紹介をしたような電波行政の方針の転換等も含めて、いろんなその取り巻く情勢もございまして、一概に申し上げられませんが、大体、通信機器自体は、これはあくまで一般的な傾向として、10年から15年のサイクルでやはりいろんな機器の見直しをしていかねばならないということが出てまいります。ただ、今回のケースにつきましては、当然、この形式で使える限りにおいては、十分に長く使いながらいきたいと思っておりますが、現時点で何年で必ず更新するということは申し上げられません。できるだけしっかりと使っていきながら、また市の財政事情も勘案しながら、まずは確実に住民の皆様にご情報をお届けできる状態をずっと維持していくということを主眼に置きながら考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

朝岡委員長 増田委員。

増田委員 課長並びに副市長、ご説明ありがとうございます。受信エリアは、現状、入りにくいというお宅は、多分聞き取りをしていただくと把握できると思うので、そういう取り付けの段階で設置される方が確認するというよりも、まずはデジタル、アナログにかかわらず電波の強いところ弱いところについては、恐らく私は一緒かなと思うんです。アンテナがあるということは、アンテナの角度によって受信ができたりできなかったりという、そういうことはFMの受信と同じようなイメージなのかなと私は素人目に思うんですけども、その辺のところも事前に現状の状況も把握しておくことも1つの方法かなというふうに思います。今、私の近所でも電波が入らなくて困られている方はたくさんおられます。「あれはうち、入らん」ということで、ちょっとアンテナを調整したらとかというんですけど、どうもそういう認識も薄い方が多いので、その辺の住民へのご説明をいただけたらありがたいと思います。

それから、日本無線さんの実績につきましては、今、副市長がご説明いただいたとおり、私は知りませんでしたが、業界では実績もあると、こういうお話でございました。8億円と

いう大きな税を投入して、こういう装置を導入していただくわけですので、できるだけ耐久性、長く使えるようなそういうメンテナンスもしくは修理、補修につきましても、万全の体制でお願いを申し上げておきたいと思います。あと、ご返事は結構でございます。

朝岡委員長 よろしいですか。

増田委員 はい。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡本委員。

岡本委員 まず、6社、入札に参加したということですので、入札金額は幾らなのかということと、それから、契約の関係で、契約保証金免除となっているわけやけど、免除の理由は何かということ。

それから、前にもお願いしたわけやけども、屋外拡声子局を13カ所ということで明示をしてもらっておる。しかし、これだけの場所では、なかなか外で作業している場合については、確認しづらいということもお願いしておりました。今、とりあえず、入札の中で13局は決まっておるわけやから、追加できないというのもわかります。今後、これが完成できた段階で子局をふやしていただきたいというふうをお願いをしたいというように思います。それぞれ回答をお願いしたいと思います。

朝岡委員長 安川総務部長。

安川総務部長 総務部、安川でございます。

今、岡本委員の方から3点ご質問がございました。まず1点でございます。6社の提出された見積金額のことでございますが、今回、先ほど申し上げましたように、プロポーザルによる総合的な評価をしております。16項目の提案内容、それと当然、契約金額に当たる額と、それと10年間の保守費用、それらを総合的に勘案した中で点数化して評価しておりますので、今回、その金額につきましては差し控えさせていただきたいと考えております。

それと、2点目でございますが、契約保証金でございますが、契約の相手方が保険会社との間に、本市を被保険者とする履行保証契約を締結したときにつきましては免除規定がございますので、そういった形で今のところ考えておるものでございます。

それと、3点目でございます。屋外拡声子局につきましては、現在13カ所ということで、今、土砂災害警戒区域に当たるエリア、山間部あるいは数多くの不特定多数の方が集まられます運動場であったり、公園あるいは道の駅、それと河川を多く抱える部分につきまして設置させていただいたところでございます。なお、今回デジタル化に当たりまして、冒頭でも説明させていただきましたとおり、携帯等に登録メールという仕組みもございますので、その辺を活用していただけたらということもございますが、委員仰せのとおり、そういうことについても、また今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 まず1点目、プロポーザルの仕組み、私はよくわかりませんが、金額だけで判断する

のではない。いろんな項目を点数化してやっていく。それは当然のことやと思いますが、金額だけでも何で言われぬのか。何も不正してるとか、そんなことを私は言っているわけでも何でもなし。金額だけで判断していないことは、みんなわかった話です。だから、そのぐらいのことはやっぱり言うべきであると思っております。

それと、契約保証金については、保証協会の保証が入っているので免除しているという解釈でええわけか。それは、契約金額の2割とか取り決めがある。その金額が入っていると、そういう解釈でええわけか。

それと、今言われた子局の考え方。メールやいろんな仕組みもあるけども、やっぱり年配の人、私らも年配ですけども、外で仕事をしてる。まだまだこの葛城市内、屋内ばかりの仕事ではない。前回も言いましたように、この13カ所はどういうふうにして決められたのかということも質問させていただきました。おっしゃるように、今、入札をかけてる段階で13局、これを20局にふやしますとか、それはできないことはよくわかってますので、今言ってますように、今後、調査していただいて、子局をふやせるのかふやせないのかということを知っているわけで、それは検討しますということも答えの1つか知りませんが、もうちょっと前向きな答えをもらいたいと思っております。

朝岡委員長 松山副市長。

松山副市長 3問ご質問いただいて、保証協会の件はもうそれでよろしゅうございますね。

まず1点目の契約金額でございますが、あくまで200点満点のプロポーザルでございます。今回はそのプロポーザルでどの項目をどう採点するか、あるいはその配点につきましても、ホームページで全て公表しております。その中に、金額については、合計200点満点のうち40点が金額でございます。40点のうち30点、これはイニシャル、整備のときの費用でございます。残りの10点につきましては、その後の保守についての費用になります。これらを総合的に勘案して点数化をした中で、最優秀提案であったということで最後は点数化しております。

冒頭で、今回、参加いただいた6社全てのメーカー名をご紹介いたしました。これは理事者側としてどういう意図があったかと申し上げますと、今回の市の規模であれば、奈良県では初めて。村の規模、戸数をもっと少ないところについては、実は3件ばかり戸別受信機を配布なさってるところはあるのですが、県内の12市のレベルで戸別受信機を配布するということでの工事は、これは奈良県内で初めてでございます。こういった工事ににつきまして、ご参加いただいて、非常に熱心にそれぞれご提案いただいた。そのことについては、それは、それだけのメーカーそれぞれの評価、力であろうということで、これは各メーカーにとってお名前を出すこと自体は不利な取扱いにならないだろうというご判断をして、まずは逆に積極的にご紹介を申し上げた次第でございます。

逆に、今回、まさに優劣をつけさせていただいた中には、もちろん機器の仕様等の優劣、ご提案の優劣も、当然、そこでも優劣はついているわけでございますが、それとともにイニシャルが高いか安いのか。あるいは保守の部分が大きいのか小さいのか。それはそれぞれの企業の経営戦略かと存じます。実際に、整備費用が低くて保守費用が高いところ、両方とも安いところ、

安くて提案のいいところ、悪いところ、いろいろございますので、これは金額、整備費用だけをつまびらかにいたしますのは、それは特に今回、最終的にそれぞれ本当にいい提案をしていただいたと思っておりますが、残念ながら選に漏れた5つの会社について、それは不利な情報ではないかと判断をしておりますので、今回は申しわけございませんが、整備金額のみを紹介するという事は差し控えたいと考えておまして、どうぞご理解賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

それから、屋外拡声子局でございます。整備に当たりましては、現行も屋外放送を特に受信なさっております新庄エリアも含めまして、各大字の皆様と担当課がご説明をした上でご同意を得ておるとは担当課の方は申しておりますが、いずれにしましても、それで3万7,000人の市民の皆様それぞれにご納得いただく形の合意形成ができていくかといったら、そういったものでもございませんので、そこはまた運用しながら状況も見て、皆様のご意見も聞きながら、あるいは市の財政状況も踏まえた上で、ご議論、判断をしていきたいと思っております。基本的には屋内で直接的にお声をお届けする方が、屋外でいろいろと放送をしているよりもよっぽど伝達の音声の情報が明瞭に聞き取っていただけて、あるいは一般行政放送につきましても、ご帰宅いただいてから留守番電話のように再生いただければ全部ご確認いただけるわけですので、そのあたりにつきましても、本当に緊急避難をしていただかなければいけないところについてのみ、土砂災害の危険性のある場所でありますとか、多くの方がお集まりいただいている可能性のある健民運動場等、合計13カ所を選定して、現在、整備をするという計画にしておりますが、これについては、岡本委員おっしゃるとおり、市民の安全を万全たらしめるためにどれだけのことができるかということについては、今後も継続して考えていかなければならないこととございますので、引き続き検討させていただきたいと、こういった答弁でご理解いただければと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 岡本委員。

岡本委員 契約保証金は西日本保証協会やと思うけども、そこで債権をもらっておると、こういうことやったと思います。それから、副市長の方から話がありましたように、プロポーザルの配点についてはインターネットを見よということやから、それは確認させていただきます。きちんとやってもらってるとは思いますが質問させていただいたということとでございます。

子局につきましては、いろんな事情はよくわかると思いますけども、答弁いただきましたように、再度、調査していただいて、できるだけ設置をしてもらえよう形をとっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

下村委員。

下村委員 子局といいますか、屋外拡声子局の設置予定箇所は13カ所ということで説明は聞いたんですけども、これが多いか少ないというのはわかりませんが、この設置場所というのは、業者からの提案なのか、担当部署で考えられたのかどうか、教えてほしいです。

朝岡委員長 門口生活安全課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしくお願いいたします。

この13カ所の決めた内容でございますが、原課の方で不特定多数の方がお集まりになられるという箇所、土砂災害警戒区域の箇所、浸水想定が予想される箇所、この3つの箇所、その中で屋外拡声子局が実際届くということ、そういう位置を確認させていただいたということと、それと、あと、近畿総合通信局の方へその旨の電波の確認等をさせてもらいながら、その13カ所でいかどうかという、そういう調整をさせていただいたわけでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 この13カ所は私も見てたんですけども、ほとんどといますか、9割は公的機関のところに取りつけということですか。

兵家の場合は、これは公的機関ではないですやろ。

朝岡委員長 門口生活安全課長。

門口生活安全課長 生活安全課の門口でございます。よろしくお願いいたします。

兵家の方につきましては、イトーピアにある老人憩の家ということで、公民館として使っておられる、そういう施設でございます。ここにつきましては、今現在、大字区長と検討させていただいて、大字の方からも少し移動をお願いしたいという話もございます。その方につきましては、まだ場所等の確認ということで、今現在、正式には決まっていない状況でございます。ただし、設置する箇所につきましては、公的な公園等、そういう箇所を考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

朝岡委員長 下村委員。

下村委員 わかりましたけど、単純にこれを見てると、兵家の村の中にも公民館もありますし、高い場所であればというのは、兵家には水道施設もあるし、それでなぜかなと思って質問させてもらったわけですが、まだ100%決定でもないというような話ですね。大字の区長とも相談しながらやるということですね。わかりました。

朝岡委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 討論もないようでございますので、討論を終結いたします。

これより議第58号議案を採決いたします。

それでは、本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

朝岡委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第58号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で本委員会に付託をされました議案の審査が全て終了いたしました。ここで、委員外議員がいらっしゃいますので、発言の申し出があれば許可をいたしたいと思いますが、ございませんか。

白石議員。

(白石議員の発言あり)

朝岡委員長 ほかに委員会外議員からの発言はございませんでしょうか。

川村議員。

(川村議員の発言あり)

朝岡委員長 ほかに委員会外議員でご発言はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

朝岡委員長 ないようでございますので、委員外議員の発言を終結いたします。

それでは、本会議休憩中ではございますが、委員会を開かせていただきまして、十分ご議論をいただきました。それぞれの議員から活発なご質疑をいただきましたように、大変重要な事業でございます。思い返せば、先人の多くの議員、多くの関係者の方が防災行政に関して、デジタル化ということに対して大きな働きかけをしていただきまして、ようやくここまでたどり着いたということでございます。そういう皆さんに感謝をしつつ、一日も早く、特に3月末ということが一応、工期の最終予定というふうに決められておるようでございますので、どうかこの工期を守っていただきまして、一日も早く全ての防災行政の整備が行えるように、今後またこの委員会ですまざまな内容についてご協議を願う機会もあろうかと思っておりますので、委員の皆様には今後ともよろしくご指示をいただきますようお願いを申し上げて、閉会のご挨拶とさせていただきます。

それでは、これをもちまして総務建設常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時15分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 朝岡 佐一郎